

軽自動車における自動車重量税の 重課適用月の変更について

前略、先般、道路運送車両法施行規則が改正され、令和7年4月より自動車検査証の有効期間の満了する日の2か月前から残存する有効期間を失うことなく継続検査を受検することが可能となったところです。

これに伴い、租税特別措置法施行令が改正され、13年経過又は18年経過の軽自動車にかかる自動車重量税の重課適用月が12月から11月に変更された旨、軽自動車検査協会（以下、「軽検協」という）より、別添のチラシのとおり情報提供がありましたのでお知らせいたします。

草々

〈軽検協ホームページ〉

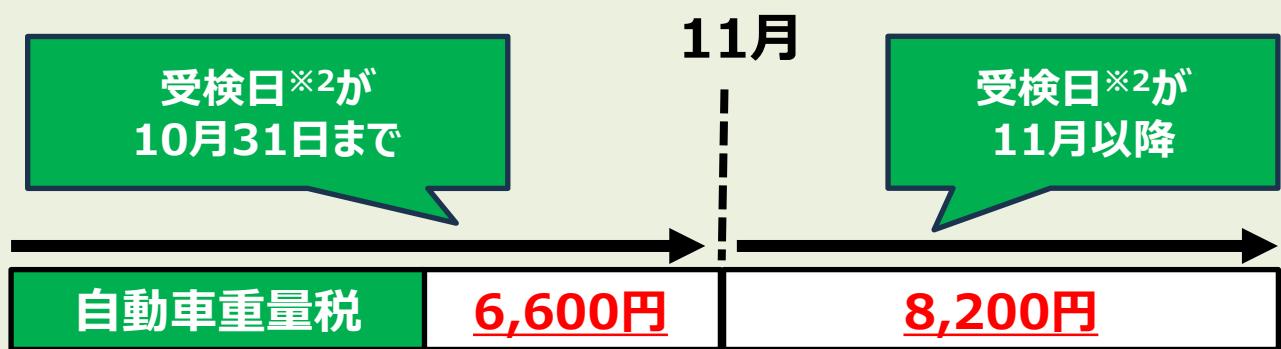
軽自動車にかかる自動車重量税の重課適用月が12月から11月に変更されます

<https://www.keikenkyo.or.jp/notice/article.html?itemid=690&dispmid=665>

租税特別措置法施行令改正^{※1}に伴い
13年経過又は18年経過の軽自動車
にかかる自動車重量税の重課適用月が
12月から11月に変更**されます**

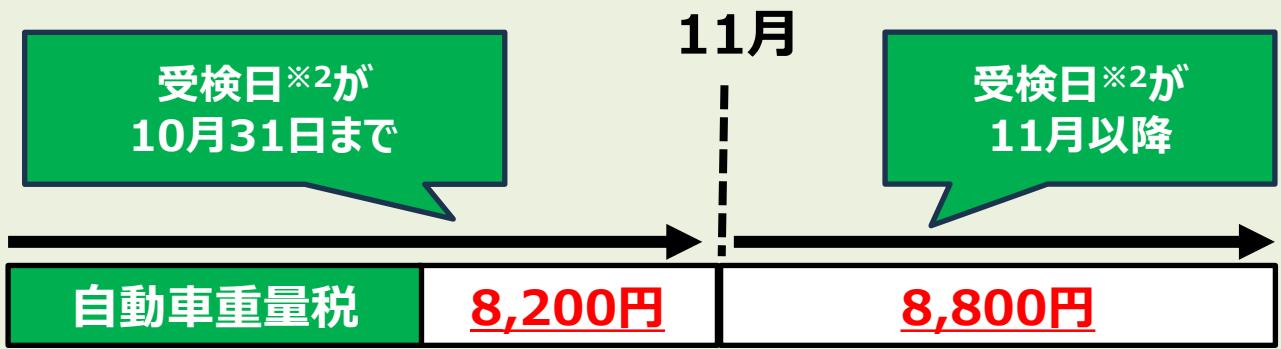
【13年経過となる自家用車の例】

※自動車検査証に記載された初度検査年月の年から起算して13年を経過した年



【18年経過となる自家用車の例】

※自動車検査証に記載された初度検査年月の年から起算して18年を経過した年



※1 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第127号）

※2 自動車検査証の交付又は返付を受ける日（OSSにあっては検査記録日）

自動車重量税の額については、
「次回自動車重量税額照会サービス」にてご確認ください。
<https://www.kei-nextmvtt.jp/>



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization